個人情報ファイル簿 (単票)

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳
行政機関等の名称	笠松町
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	笠松町役場 住民福祉部 住民課
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳の記録及び管理のほか、証明書発行のため
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4世帯主氏名、5続柄、6戸籍の表示、7住定日、8住民となった日、9住民でなくなる日、10転出確定日、11当該市町村に住み始めた日、12当該住所に住み始めた日、13従前の住所、14個人番号、15住民票コード、16宛名番号、17世帯番号、18異動事由、19届出日、20異動日、21住所、22転入先、23備考、24地区、25自治会区、26投票区、27小学校区、28中学校区、29改製日、30改製履歴、31旧宛名番号、32旧自治体、33選挙人名簿登録の有無、34国民健康保険の資格に関する事項、35後期高齢者医療保険の資格に関する事項、35後期高齢者医療保険の資格に関する事項、36介護保険資格の資格に関する事項、38児童手当の受給資格に関する事項、39支援措置情報、40本人通知制度対象情報、41旧氏、42通称、43通称登録履歴、44カナ併記名、45国籍・地域、46住民基本台帳法第30条の45に規定する区分、47在留資格、48在留カード番号、49在留期間、50在留期間満了日、51外国人住民となった日、52異動事由詳細(法務省)
記録範囲	笠松町に住民登録を有するもの
記録情報の収集方法	本人から提出された住民異動届書、市区町村及び出入国在 留管理庁からの通知、職員が調査したもの
要配慮個人情報が含まれるときは、そ の旨	含まない
記録情報の経常的提供先	住民基本台帳ネットワークに接続している市区町村、岐阜 県、総務省
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 笠松町役場 住民福祉部 住民課
	(所在地) 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル □有 ☑無
行政機関等匿名加工情報の提案の募 集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受 ける組織の名称及び所在地	_
行政機関等匿名加工情報の概要	

作成された行政機関等匿名加工情報	
に関する提案を受ける組織の名称及	
び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報	
に関する提案をすることができる期	_
間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含	
まれているときはその旨	
備考	